

知ってて良かった！ ピンチで役立つ労働法

「できることなら、
同じ職場で、満足できる労働条件で、
安心して長く働きたい」

そう願う方は多いことでしょう。
しかし、残念ながら、現実は厳しい。
まじめに仕事をしていても、職場で思いもよらない「ピンチ」
におちいることがあります。
そんなときあなたは、落ち着いて行動することができるでしょ
うか？

ピンチに陥った労働者にとって大きな力になるのが、「労働
法」の知識です。日ごろから「いざ」というときに備えて準
備しておけば、ピンチになってもあわてることはありません。

今回の基礎講座では、「突然の解雇通告や懲戒処分」「突然の
賃金ダウン」など、働く人々の「大ピンチ」の場面で役立つ
労働法の基礎知識を取り上げます。

労働裁判や労働審判の経験豊富な弁護士がわかりやすく解説
しますので、労働組合の役員のみならずにとっても、自分の
知識を再確認する良い機会になると思います。
多くのみなさまのご参加をお待ちしております。

なお、手話通訳ご希望の方は5月14日までにご連絡ください。
lala-osaka1975@nifty.com

参加費：1回1000円（当日いただきます）
会場：エル・おおさか 604(5/29・6/5)・504(6/12)
大阪市中央区北浜東3-14 電話06-6942-0001
京阪・地下鉄「天満橋駅」西へ300m
準備の都合上、お申込くださいますようお願いいたします。

第1回 5月29日(水) 18:30～ 604号室
「解雇通告は突然に」 講師：高尾奈々 弁護士

ある日突然、「明日からもう会社に来なくてよい」と言
われたら、あなたはどうしますか？

- ・「退職届」にサインを求められた！サインしてよいの？
- ・会社からの「解雇通知書」は受け取らないほうがよい？
- ・解雇を争いたい！でも当面の生活費が……
- ・労働審判と訴訟って何が違う？ etc

第2回 6月5日(水) 18:30～ 604号室
「本当は同意してないのに……」

講師：小野順子 弁護士
上司から言われるがままにサインした書面。よくよく読
んだら、「賃金減額に同意」したことになっていた！

- ・労働条件の不利益変更って何ですか？
- ・労働条件の不利益変更が有効になる場合・ならない場合
- ・同意書にサインしたら、もう争えない？ etc

第3回 6月12日(水) 18:30～ 504号室
「納得できない懲戒処分」 講師：宮沢孝児 弁護士

身に覚えのない「横領」疑惑をかけられたあなた。最近、
職場で備品がなくなっているのは聞いていたけど……犯人
は私じゃない！でも会社からは「懲戒解雇」と言われ……

- ・そもそも「懲戒処分」って何ですか？
- ・懲戒に納得いかないときはどうすればよい？
- ・懲戒解雇されたら、退職金もゼロになる？ etc



参加申込書

大阪労働者弁護士 宛 (FAX 06-6364-8621)

下記のように参加を申し込みます。(○をつけてください)

第1回	第2回	第3回
○	○	○

所属（個人の方はご住所） _____

お名前 _____

緊急時連絡先 _____

* 特に関心のある点、
お聞きになりたい点などをご記入ください。

